

藤 井 寺 市
新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 7 年 4 月

藤井寺市

目次

I はじめに

1. 背景	1
2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法について	1
3. 本市における新型インフルエンザ等対策行動計画について	2
4. 対象とする新型インフルエンザ等感染症	3

II 基本方針

1. 目的	4
2. 基本的な考え方	5
3. 対策の留意点	8
4. 流行規模の想定	9
5. 社会・経済への影響	11
6. 対策推進のための役割分担	11
7. 情報提供について	15
8. 発生段階	16
9. 組織体制	17
10. 市行動計画の6項目	17

III 各段階における対策

1. 未発生期	25
(1) 実施体制	25
(2) サーベイランス・情報収集	26
(3) 情報提供・共有	26
(4) 予防・まん延防止	28
(5) 医療	30
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	30
2. 府内未発生期	32
(1) 実施体制	32
(2) サーベイランス・情報収集	33
(3) 情報提供・共有	33
(4) 予防・まん延防止	34
(5) 医療	35

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	35
3. 府内発生早期	37
(1) 実施体制	37
(2) サーベイランス・情報収集	38
(3) 情報提供・共有	38
(4) 予防・まん延防止	39
(5) 医療	42
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	42
4. 府内感染期	44
(1) 実施体制	44
(2) サーベイランス・情報収集	45
(3) 情報提供・共有	46
(4) 予防・まん延防止	47
(5) 医療	49
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	50
5. 小康期	53
(1) 実施体制	53
(2) サーベイランス・情報収集	54
(3) 情報提供・共有	54
(4) 予防・まん延防止	55
(5) 医療	55
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	55

(参考資料)

1. 特定接種の対象となる業種・職務について	58
2. 用語解説	67
3. 藤井寺市新型インフルエンザ等対策本部条例	73
4. 藤井寺市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則	74
5. 藤井寺市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会設置要綱	76
6. 「藤井寺市新型インフルエンザ等対策行動計画」パブリックコメント 実施要綱	78
7. 藤井寺市新型インフルエンザ等対策行動計画策定の経過	80

I はじめに

1. 背景

平成21年（2009年）にメキシコで発生した新型インフルエンザ（A／H1N1）は、世界的に大流行し、我が国においても、同年5月に国内で初めて感染者が確認されてから罹患者が増大し、厚生労働省の資料によると、発生後1年余で罹患者数は、約2千万人にのぼると推計され、入院患者数は17,646人となった。これによる死亡者数は、203人（死亡率は0.16〔人口10万対〕）と諸外国と比較して低い水準にはとどまった。

しかし、それ以後も東南アジアなどを中心に家禽類の間で、H5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが散発的に発生しており、このウイルスが家禽類からヒトに感染し、死亡する例が報告されている。今後、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）ウイルスが、ヒトからヒトへ効率よく感染する能力を獲得し、病原性の高い新型インフルエンザが発生した場合、多くの人命が失われるおそれがあり、社会全体の混乱も懸念される。

2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法について

病原性の高い新型インフルエンザや、これと同程度の危険性がある新感染症が発生した場合、国家の危機管理として対応していくこととし、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、国民の生活や経済に及ぼす影響を最小にするため、平成25年4月から「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）が施行された。

この特措法においては、新型インフルエンザ等対策の実施に関する行動計画の策定、発生時における措置、緊急事態措置、その他特別の措置を定め、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、発生時における国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とすることを目的としている。このことを実現するため、国と同様に都道府県、市町村においても、それぞれ行動計画を定めることとされている。

3. 本市における新型インフルエンザ等行動計画について

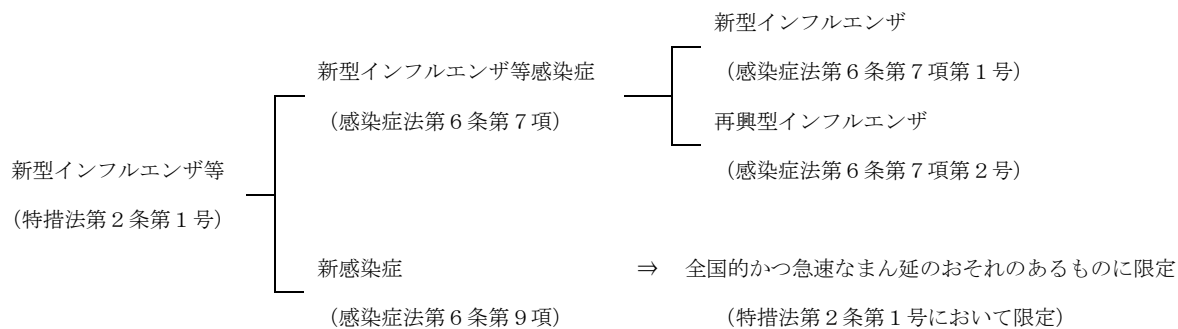
国・大阪府（以下「府」という。）においてはこれまでも「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、必要に応じて見直しを行ってきたが、今般、特措法が制定されたことから、国においては平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を、府においては平成25年9月に、「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「府行動計画」という。）を策定した。

そこで、本市においても、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を基本とし、重症度に応じた柔軟な対策を考慮しつつ、国・府の行動計画との整合性を図りながら、特措法第8条の規定により「藤井寺市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。なお、策定にあたっては、特措法において、専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くことが定められており、本市においても、本計画について、専門的知識を有する医師・歯科医師・薬剤師・保健所長など関係機関に提示し、意見をいただいたうえで、作成した。

なお、本市では、国や府の新型インフルエンザ等対策ガイドライン等を基にし、新型インフルエンザ等対策マニュアルを整備し、新型インフルエンザ等対策の充実に繋げていくものとする。

4. 対象とする新型インフルエンザ等感染症

本市の行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、次のとおりとする。



①感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

②感染症法第6条第9項に規定する新感染症のうち、その感染力の強さから全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限定（以下「新感染症」という。）

Ⅱ 基本方針

1. 目的

病原性が高く感染力の強い新型インフルエンザ等が、全国的かつ急速にまん延すれば、市民の生命や健康、生活及び経済に重大な影響を及ぼすおそれがある。

そこで、本市では、新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、流行のピークを遅らせ、医療体制への負荷を軽減し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会機能や経済活動に混乱が生じることのないよう、次の2点を主たる目的とし、国・府並びに医師会等をはじめとした関係機関や近隣市と連携し、効果的な新型インフルエンザ等の対策を推進していくものとする。

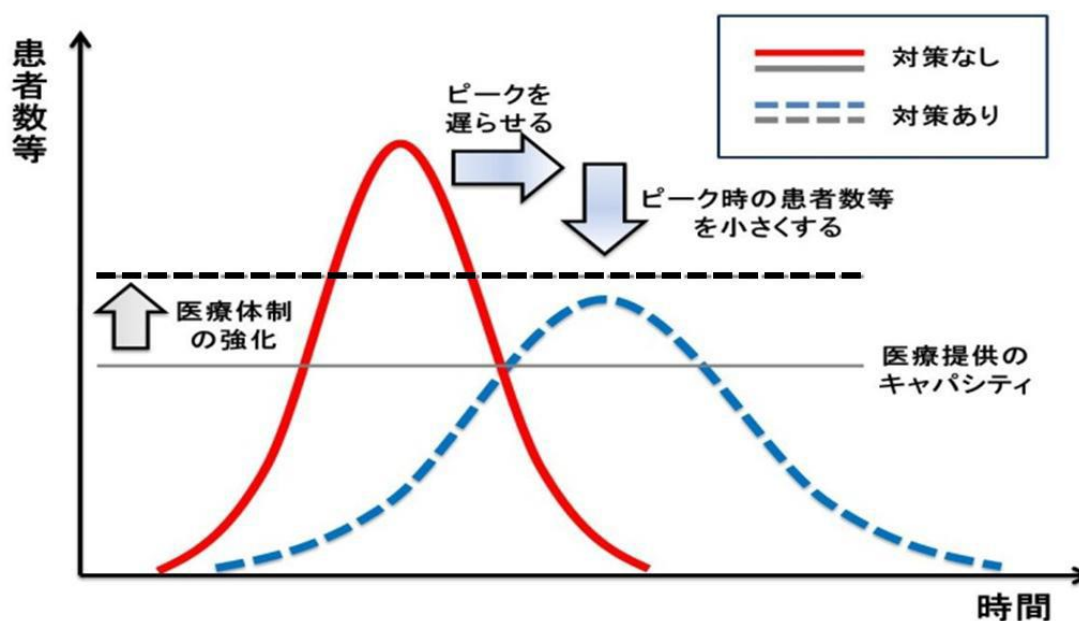
1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。

- ・感染拡大を可能な限り抑え、流行のピークを遅らせて、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等を出来るだけ少なくして、医療機関への負荷を軽減するとともに、医療体制を強化し、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者や死亡者数を減らし健康被害を最小限にとどめる。

2. 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限にとどめる。

- ・感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成及び実施によって、医療の提供の業務、市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜対策の効果 概念図＞



2. 基本的な考え方

新型インフルエンザ等は、発生時期や発生した場合のウイルスの病原性や感染力等を予測することは困難であることから、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きな危険が伴うことになる。

そこで、政府行動計画では、平成21年の新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生時の経験等を踏まえ、発生段階や状況の変化に応じて、柔軟に対応していくものとしており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつも、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等、様々な状況に対応できるようにしている。また、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮したうえで、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしている。

これを受けて、府行動計画においても、国と同様の考え方で新型インフルエンザ等対策を策定している。

そこで、本市においても、国・府の考え方を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生から流行が収まるまでの状況に応じて、次の事項を柱とする一連の流れをもった戦略を確立していくこととする。なお、具体的な対策については、「Ⅲ各段階における対策」(P 25)において、発生段階ごとに記載するものとする。

①新型インフルエンザ等が発生していない段階では、市民への手洗い・うがい等の感染予防策の啓発や地域における医療体制の整備、マスク等物資の備蓄、要援護者の把握等、発生に備えた事前の準備を行っておく。

②海外で新型インフルエンザ等が発生した段階では、府内発生に備えて、市民への情報提供や、体制の整備を行うとともに、病原体の国内への侵入を防ぐことが不可能であるということを前提とした対策を講じることが必要となる。

また、本市においては、政府対策本部・府対策本部が設置された場合、必要に応じて市対策本部を設置する。

なお、国・府においては、国際的な連携の下で積極的な情報収集を行うとともに、検疫の強化等により、新型インフルエンザ等の国内への侵入をできるだけ遅らせることが重要となる。

③府内発生当初の段階では、感染拡大をできるだけ抑えることが必要であり、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行うとともに、感染拡大に備えた体制の整備を行う。

府は、大阪府域が緊急事態宣言区域に指定された場合、必要に応じて、外出制限の要請や学校・保育施設等の施設使用制限の要請・指示を行い、市は政府対策本部が緊急事態宣言を発出した場合、特措法第34条に基づき、市対策本部を設置し、住民接種等を行う。

なお、国内外の発生当初等、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施する。さらに、常に新しい情報を収集しながら対策の必要性を評価し、情報が得られ次第、適切な対策へと切替えていくものとする。一方では、状況の進展に応じ、必要性の低下

した対策については、縮小もしくは中止するなど、その都度、対策の見直しを行う。

④府内で感染が拡大した段階では、国・府等と連携しながら、対策の主眼を感染拡大防止策から医療体制の維持に切替え、健康被害の軽減に努める。また、市民生活、市民経済への影響を最小限にとどめるため、必要なライフライン等の事業活動の継続を図る。なお、これらへの対応については、経済、社会状況に応じ臨機応変に対処していくものとする。

⑤新型インフルエンザ等対策は、患者の入院措置、市民への予防接種や抗インフルエンザウイルス薬の投与等の医療面での対策と、外出制限、学校・保育施設等の使用制限等の医療面以外での感染防止策を組み合わせ、総合的に実施していく必要がある。特に、医療面以外での感染防止策の実施に当たっては、社会全体で取り組むことが重要なものとなり、新型インフルエンザ等がまん延すれば、医療や経済・社会も混乱するおそれがある。なお、国・府・市等の公的機関による対策だけでは限界があるため、事業者や市民一人一人が手洗い・うがい等の感染防止策や日用品の備蓄等について、日ごろから心がけて準備しておくことが必要となる。

⑥本計画は、新型インフルエンザ等対策の具体的方針を示すものであるが、対策の実施にあたっては、各種対策を効果的に組み合わせるとともに、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活や経済に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を選択し推進していく。

また、新型インフルエンザ等の流行は、必ずしも予測どおりに展開するものではないことから、新型インフルエンザ等に関する国・府の行動計画等の改定等に応じて、本行動計画についても見直し・修正を行っていくものとする。

3. 対策の留意点

本市では、新型インフルエンザ等の発生に備えるとともに、発生した場合には、特措法その他の法令・政府行動計画・府行動計画及び本市の行動計画に基づき、国・府・指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、次の点に留意しつつ、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する。

① 基本的人権の尊重について

新型インフルエンザ等対策を実施していくには、特措法第5条の規定及び衆議院内閣委員会の「新型インフルエンザ等対策特別措置法案に対する附帯決議」を踏まえて、基本的人権を尊重し、実施することが必要である。特に、市民の自由と権利に制限が加えられる場合であっても、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するために必要最小限のものとしなければならない。

※ 衆議院内閣委員会の「新型インフルエンザ等対策特別措置法案に対する附帯決議（平成24年3月28日衆議院内閣委員会）」3 本法の規定に基づく私権の制限に係る措置の運用に当たっては、その制限を必要最小限のものとするよう、十分に留意すること。

参議院内閣委員会の「新型インフルエンザ等対策特別措置法案に対する附帯決議（平成24年4月24日参議院内閣委員会）」17 新型インフルエンザ等対策に係る不服申立て又は訴訟その他国民の権利利益の救済に関する制度については、本法施行後3年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

② 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための法であり、病原性の高い新型インフルエンザや、これと同程度の危険性がある新感染症が発生した場合等の緊急事態に備えて、様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度が低い場合や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効である場合等、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がない場合も考えられるため、どのような場合でもこれらの措置を講じるものではないことに留意しておく。

③ 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部・府対策本部と相互に緊密な連携を図りながら、本市の新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

このため、市対策本部長は、本市域における新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するうえで、特に必要と認める場合には、特措法第36条により、府対策本部長に対し、府並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請する。

④ 記録の作成・保存

本市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4. 流行規模の想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、ウイルスの病原性の高さや感染力の強さに左右されるため、その予測は難しいものがあり、想定を超える場合もあれば、下回る場合も生じる。このことを念頭に置きながら、流行規模の想定を検討していく。

なお、国・府の行動計画での想定は、アメリカ疾病予防管理センター（CDC）の推計モデルを用いて試算した推計値をもとに、現時点における科学的知見や過去のパンデミックインフルエンザのデータを踏まえた、ある一定の前提の下で算出している。この推計にあたっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）並びに現在の我が国の医療体制及び衛生状況等を一切考慮していないことに留意することが必要である。なお、ここでは国・府の行動計画の中で示された数値を参考に、本市における流行規模を想定し、受診患者数、入院患者数、死亡数等の推計を行った。

	全国	府	藤井寺市
人口(令和7年)	約1億2,354万人	約876万人	約6万2千人
罹患率(25%)	約3,088万人	約219万人	約1万6千人
アジアインフルエンザ並の致死率(0.53%)の場合による推計			
受診患者数	約2,500万人 (上限値)	約173万人 (上限値)	約1万3千人 (上限値)
入院患者数	約53万人 (上限値)	約3万7千人 (上限値)	約290人 (上限値)
死亡者数	約17万人 (上限値)	約1万2千人 (上限値)	約90人 (上限値)
1日当たり最大 入院患者数	約10万1千人 (流行発生から5週目)	約7千人 (流行発生から5週目)	約50人 (流行発生から5週目)

- ・罹患率 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定
- ・致死率 中等度の場合 0.53% (アジアインフルエンザ等並み) と想定
- ・人口は、令和7年2月末現在を示している。

<参考> 過去に人に大流行を起こしたインフルエンザの状況

通称名	A型インフルエンザ	流行年	推定死亡者数
スペインかぜ	H1N1	1918-1919年	4,000万人 (日本39万人)
アジアかぜ	H2N2	1957-1958年	200万人以上
香港かぜ	H3N2	1968-1969年	100万人以上
ソ連かぜ	H1N1	1977年	資料なし

また、この対策の実施に当たっては、今までの知見に基づき、飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

5. 社会・経済への影響について

新型インフルエンザ等の社会・経済への影響としては、過去に流行したデータ等を参考にすると、国民の25%が罹患し、従業員本人の罹患のほか、家族の罹患や世話、看護（学校・保育施設等の臨時休業や福祉サービスの縮小、家庭での療養等）により、最大40%程度の従業員が欠勤すると想定される。

また、市民生活においても、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、食料品・生活必需品等が不足するおそれもあり、社会・経済への影響が出ることが想定される。

6. 対策推進のための役割分担

① 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を適切に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務がある。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO（世界保健機構）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

さらに、新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進し、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部において基本的対処方針を決定し、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ対策を進める。

② 府の役割

府は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的役割を担っており、国の基本的対処方針等に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に關し的確に判断するよう努める。

さらに、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画・ガイドライン等を踏まえ、医療の確保、感染拡大防止対策等に関し、府内の実情に応じた行動計画等を作成するなど事前の準備を進めておくものとする。新型インフルエンザ等の発生時には、府対策本部を設置し、基本的対処方針等を踏まえ、府内の状況に応じて判断し、府行動計画等に基づき対策を実施するものとする。

また、府内に緊急事態宣言が発出されたときは、国・市町村等と連携し、必要に応じて、新型インフルエンザ等緊急事態措置を適切に講じ、市町村及び指定地方公共機関等と緊密な連携を図るとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

③ 保健所の役割

保健所は、地域における対策の中心的役割を担っている。

なお、本市の場合、松原市・羽曳野市・柏原市との四市を管轄している藤井寺保健所が、この対策の中心的な役割を担うこととなるため、四市をはじめとする近隣市町村や医療機関等と連携し、情報の収集・提供、感染拡大の抑制等に努める。

さらに、新型インフルエンザ等の発生前は、藤井寺保健所管内の関係機関等との連携体制の整備を、新型インフルエンザ等の発生時には、四市をはじめ、医師会や医療機関・消防・警察等で構成する保健所管内関係機関対策会議を開催し、地域の対策を推進する。

また、府内発生早期には、積極的疫学調査を実施し、病原性等の把握に向けて情報収集を行い、速やかに適切な医療の提供が行われるよう所管区域内の医療機関と緊密な連携を図り、必要な支援や調整を行う。

④ 市の役割

市は、市民に最も近い基礎自治体として、市民に対するワクチンの接種や、生活支援、要援護者への支援に関し、的確に対策を実施する。

なお、対策の実施に当たっては、国の基本的対処方針を踏まえ、府や近隣市町村と緊密な連携を図っていく。

そこで、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画や府行動計画等を踏まえ、市民の生活支援等、市が実施主体となる対策に関し、地域の実情に応じた市行動計画を作成するなど、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。

また、新型インフルエンザ等の発生後、緊急事態宣言が発出された場合は、国・府・近隣市町村と連携を図るとともに、特措法に基づき、市対策本部を設置し、国・府の対策全体の基本方針を踏まえた予防接種の実施や、要援護者への生活支援等の対策を進める。

さらに、保健所が行う搬送体制の整備に協力するとともに、府が緊急事態措置を講じる際には、適切に連携・協力を行う。

⑤ 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染の予防対策や必要となる医療資機材の確保に努める。

そこで、新型インフルエンザ等の発生時においても、継続して医療が提供できるよう、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の事前策定等の事前準備に努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時においては、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して、新型インフルエンザ等の診療体制の強化を含め、医療の提供に努める。

なお、医療法人ラポール会 青山病院（以下「青山病院」という。）等は、地域医療の中核的役割を果たすことが求められるため、府等と連携し、新型インフ

ルエンザ等患者に適切な医療を提供する。

⑥ 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づいて、その業務上における新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

⑦ 登録事業者の役割

医療の提供の業務、または、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、厚生労働大臣に登録している事業者については、新型インフルエンザ等の発生前から、事業所内での感染予防対策や業務が継続できるよう準備する。

さらに、新型インフルエンザ等が発生した場合は、登録事業者たる社会的使命の遂行に万全を期し、継続的に業務を実施していくことが求められており、それらの実現に向けて努める。

⑧ 一般の事業者の役割

事業者の役割としては、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業所内での感染予防策を講じておく必要がある。

さらに、新型インフルエンザ等の発生時には、まん延により生じる影響を考慮し、事業の実施に関して、一部事業を縮小する等の適切な措置を講ずる必要があるため、特に多数の方が集まる事業を行う事業者については、新型インフルエンザ等の感染を防止するための対策を徹底して行う。

⑨ 市民の役割

特措法第4条では、国民の責務として、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、国・府・市町村等の実施する新型インフルエンザ等対策に協力する。

さらに、新型インフルエンザ等の発生前から、個人レベルにおいても、マスクの着用や咳エチケット、手洗い・うがいの励行等の感染対策や、新型インフ

ルエンザ等に関する情報や発生時の取るべき行動などの知識の習得、食料品・生活必需品等の備蓄を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、本市をはじめ、国や府等が提供する情報や実施する予防接種等の対策に注意を払いながら、感染拡大を防止する個人レベルでの対策を行う。

7. 情報提供について

新型インフルエンザ等が発生していない状態であっても、予防的対策として、国・府やWHO等の発信する情報等を収集し、市民や医療機関・事業者・教育委員会等関係機関に情報提供を行う。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策のプロセスや、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速、かつ、わかりやすい情報提供を行うものとし、提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性とに十分配慮して行う。

8. 発生段階

新型インフルエンザ等の発生段階については、府の行動計画と同様に5つの段階に整理する。

府・市行動計画		政府行動計画
発生段階	状 態	発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期
府内未発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期
	国内のいずれかで新型インフルエンザ等が発生しているが、府内では発生していない状態	国内発生早期
府内発生早期	府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
府内感染期	新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	国内感染期
小 康 期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小 康 期

9. 組織体制

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部長が、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を発出した場合、市民の生命及び健康を保護し、並びに市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、新型インフルエンザ等対策を推進するため、藤井寺市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、市長を本部長とする市対策本部を設置する。

10. 市行動計画の6項目

本行動計画では、新型インフルエンザ等対策の目的として、「感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる」、「市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限にする」こととしている。その目的を達成するための対策として、「①実施体制」、「②サーベイランス・情報収集」、「③情報提供・共有」、「④予防・まん延防止」、「⑤医療」、「⑥市民生活及び市民経済の安定の確保」の6つの項目に分類する。

なお、各項目における具体的な対策については、「Ⅲ 各段階における対策」（P25）において項目ごとに記載しており、ここでは、6つの項目の概要について触れる。

① 実施体制

新型インフルエンザ等が発生する前の実施体制については、関係部局と事前対策の取組み状況を確認しながら、連携を図っていく。

また、新型インフルエンザ等が発生し、国が特措法第15条に基づき政府対策本部を、同法第22条により府が対策本部を設置した場合、市は、必要に応じて、市対策本部を設置し、必要となる新型インフルエンザ等対策を実施する。

さらに、新型インフルエンザ等の状況により、国が特措法第32条に基づく緊急事態宣言を発出した場合には、特措法に基づく「市新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、市行動計画に基づく対策等の必要な措置を講じていく。

② サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を効果的に実施していくには、国・府等の関係機関の行う多様なサーベイランスにより、各発生段階に応じて、様々な情報を収集し判断に繋げていき、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に情報提供を行う。

なお、府内未発生期や府内発生早期では、患者数が限られているため、患者の全数把握等のサーベイランスになりがちであるが、府内感染期では、患者の全数把握の意義が低下することから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切替えていく。

さらに、サーベイランスにより把握された流行の規模等の情報は、地域の医療体制等の確保に、また、病原体の性状に関する情報や重症患者に関する情報は、医療機関の診療に役立つことができるよう関係者に情報提供を行う。

③ 情報提供・共有

ア 基本的考え方

a 情報提供・共有の目的

- ・ 市民生活に重大な影響を及ぼす危機管理上の重要な課題という認識を共有し、国・府・市・医療機関・事業者・個人の各々が自らの役割を理解するとともに、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、各主体間でのコミュニケーションが必須である。
- ・ 一方向による情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け手の反応の把握までも含むことに留意する。

b 外国人・障害者・高齢者といった方々にもわかりやすく、正確かつ迅速に情報が伝わるよう配慮するとともに、インターネットを含めた多様な媒体を用いて情報提供を行う。

イ 発生前における市民等への情報提供

- ・ 発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生した場合に正しく行動してもらうため、予防的対策として発生前においても新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、市民や医療機関・事業者等に情報提供し、十分に認識してもらうことが必要である。

- ・特に児童生徒等に対しては、学校・保育施設等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係各部局が連携、協力して感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供を行う。

ウ 発生時における市民等への情報提供及び共有

発生時の情報提供について

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮して、どのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速、かつ、わかりやすい情報提供を行う。
- ・ 市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性とに十分配慮して伝える。
- ・ 誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、市・医療関係機関や専門家と連携・協力して、早期に個々に打ち消す情報を発信する。
- ・ 市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、広報やホームページ等を活用する。
- ・ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）や個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

エ 情報提供体制について

- ・ 情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を整備する。そのため、対策の実施主体となる部局等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部等が調整する。
- ・ コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ地域において市民の不安等に応えるために説明を行うとともに、常に発信した情報に対する情報の受け手の反応などを分析し、以後の情報提供に活用する。

④ 予防・まん延防止

ア 感染拡大防止対策

新型インフルエンザ等のまん延防止対策を行うことによって、感染拡大を抑

制し、流行のピークを遅らせ、ピーク時の患者数を抑え入院患者数を減少させることで、医療体制が対応できる範囲内とすることができる。

このための対策として、個人や職場等でのマスク着用・手洗い・うがい等の感染防止対策を行う。

イ 予防接種

a. 特定接種

特定接種は、特措法第28条に基づき、政府対策本部長が、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認める場合に、臨時に行われる予防接種である。この特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定され、発生時に速やかに接種体制を整備するため、国においては、基本的な考え方を整理している。(参考資料P58)

・対象と実施主体

対 象	実施主体
登録事業者（医療の提供または国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、厚生労働大臣の登録を受けている者）のうち、これらの業務に従事する者	国
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員	国
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員	都道府県及び市町村

・接種順位

- ①医療関係者
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ④それ以外の事業者

・接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、実施主体は市とし、原則として集団接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を整備する。

b. 住民接種

住民接種は市を実施主体とし、原則として集団接種により接種を実施し、住民接種については、国が緊急事態宣言を発出している場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条の規定（臨時の予防接種）により、速やかに予防接種を行う。

なお、緊急事態宣言が発出されていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく予防接種を行う。

そこで、これらの予防接種が円滑に行えるよう、未発生期から接種体制を整備する。

※ 予防接種法（抄）

（臨時に行う予防接種）

第6条 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。

3 厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。
この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

※参考資料 「国の住民接種における接種順位の考え方」

住民接種の接種順位については、原則として、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基

本とする。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ決定する。

1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

⑤ 医療

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があるため、新型インフルエンザ等発生時に提供できる医療体制の検討や情報収集が必要となる。

ア 発生前における医療体制の整備

市は、保健所を中心として、医師会・歯科医師会・薬剤師会・青山病院等の医療機関・近隣市町村・消防署等の関係機関と、医療体制の整備や情報収集について、連携を密にしておくものとする。また、府の要請に応じ、府及び関係機関と密接に連携を図りながら、医療や搬送体制の整備及び帰国者・接触者外来リスト化等協力を行う。

イ 発生時における医療体制の維持・確保

府内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効であることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の患者は、感染症指定医療機関もしくは協力医療機関等へ入院することになる。

また、新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、府内発生早期までは帰国者・接触者外来が設置されるが、新型インフルエンザ等の患者が、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることから、全ての医療機関において院内感染防止策を講じる必要がある。

このため医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行うこととし、万が一、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

なお、府内感染期に移行したときは、一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う体制に切替える。

⑥ 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの人々が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われており、本人の罹患だけでなく、家族の罹患等によって、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限にできるよう、市・医療機関・事業者等は事前の準備を行う。

Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

なお、新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安としてとらえ、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

※（ ）内は、本計画のマニュアルを作成する中心課を表記している。

1. 未発生期

●状態
・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
●対策の目的
・ 発生に備えて体制の整備を行う。 ・ 府内発生 of 早期発見に努める。
●対策の考え方
・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本市行動計画等を踏まえ、国・府等との連携を図り、対応体制の整備や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

① 市行動計画の作成

市は、特措法の規定に基づき、有識者等の意見を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた本市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直す。

(戦略調整課、環境衛生課、健康・医療連携課、まちとみどり保全課、危機管

理室)

② 体制の整備及び連携強化

- ・市は、庁内の取組体制を整備・強化し、関係課との協議を通じ、全庁的な初動対応体制を確立するとともに、発生時には、行政機能を維持するため業務継続計画に準じる。

(戦略調整課、環境衛生課、健康・医療連携課、まちとみどり保全課、危機管理室)

- ・市は、府・近隣市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えて、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

(環境衛生課、健康・医療連携課、まちとみどり保全課、危機管理室)

(2) サーベイランス・情報収集

① 情報収集

市は、国等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の最新情報を収集する。

(環境衛生課、健康・医療連携課、まちとみどり保全課)

【情報収集源】

- ・厚生労働省（国立感染症研究所・検疫所を含む。）
- ・府等関係自治体

② サーベイランス

市は、府と連携し、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

(健康・医療連携課、こども施設課、学校教育課)

(3) 情報提供・共有

① 継続的な情報提供

ア 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。

(魅力発信課、協働人権課、健康・医療連携課)

イ 市は、季節性インフルエンザに対してもマスク着用・手洗い・うがい等、個人レベルの感染対策の普及を図る。

(魅力発信課、協働人権課、健康・医療連携課)

② 体制整備等

市は、広報・広報体制の整備等の事前の準備として、以下を行う。

ア 新型インフルエンザ等発生時に発生状況に応じた市民への情報提供を行うため、以下について検討し、あらかじめ想定できるものは決定する。

【提供内容】

- ・ 対策の決定プロセスや対策の理由
- ・ 個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容
- ・ 対策の実施主体を明確化

【媒体】

- ・ 新聞等のマスメディア活用
- ・ 情報の受け手に応じた利用可能な複数の媒体・機関等の活用

イ 一元的な情報提供を行うため、情報を集約して、継続的に分かりやすく情報提供を行う体制を整備する。

ウ 情報の受け手の反応や必要としている情報を常に把握し、更なる情報提供に活かす体制を整備する。

エ 府や関係機関等とメールや電話を活用し、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を整備する。また、インターネット等を活用した情報共有のあり方を検討する。

オ 新型インフルエンザ等の発生時に市民からの相談に応じるため、府の要請に基づき、コールセンター等を設置する準備を進める。

(総務課、魅力発信課、健康・医療連携課)

(4) 予防・まん延防止

① 対策実施のための準備

ア 個人における対策の普及

市・学校・保育施設・社会福祉施設及び市内事業者等は、市民・児童・生徒・施設利用者及び従業員等に対して、平時における基本的な感染対策や発生期における感染対策について、知識の普及、理解の促進を図る。

a 基本的な感染予防対策例

- ・マスク着用
- ・咳エチケット
- ・手洗い
- ・うがい
- ・人混みを避ける等

b 発生時において、自ら感染が疑わしい場合の基本的な感染対策例

- ・帰国者・接触者相談センターに連絡する。
- ・感染を広げないように不要不急な外出を控える。
- ・基本的な感染予防対策等を行う。

(魅力発信課、協働人権課、商工労働課、福祉総務課、高齢介護課、健康・医療連携課、こども施設課、学校教育課)

イ 市民への周知

市は、府と連携し、緊急事態宣言発出時における不要不急の外出自粛要請等の感染拡大防止対策について、市民に周知し、理解促進を図る。

(魅力発信課、協働人権課、商工労働課、福祉総務課、高齢介護課、健康・医療連携課、こども施設課、学校教育課)

② 地域対策及び職場対策の周知

ア 市は、新型インフルエンザ等発生時に実施する個人における対策のほか、地域や職場における感染防止対策（季節性インフルエンザ対策と同様）について、周知を図る。

(商工労働課、健康・医療連携課)

イ 市は、緊急事態宣言の発出時における特措法第45条第2項に基づく施設の使用制限の要請等の対策について周知準備を行う。

(健康・医療連携課)

③ 予防接種

ア 特定接種

a 登録事業者の登録

市は、国が行う登録事業者の登録業務に協力する。

(人事課、健康・医療連携課)

b 接種体制の構築

市は、特定接種の対象者をあらかじめ決定するとともに、集団接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう接種体制を構築する。

(人事課、健康・医療連携課)

イ 住民接種

(ア) 市は、特措法第46条または予防接種法第6条第3項に基づく市民への接種を速やかに行うため、政府行動計画・府行動計画で示された接種の考え方を踏まえ、速やかに、接種する体制の整備を図る。

(健康・医療連携課)

(イ) 市は、円滑な接種の実施のため、国・府の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町村における接種が可能となるように努める。

(戦略調整課、健康・医療連携課)

(ウ) 市は、速やかに接種することができるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、国・府・市医師会・学校関係等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種時期の周知・予約等、接種対象者に応じた具体的な実施方法について準備を進める。

(健康・医療連携課、教育総務課)

ウ 情報提供

市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

(魅力発信課、協働人権課、健康・医療連携課)

(5) 医療

① 地域医療体制の整備

市は、府と連携し、市域の医療体制の整備に協力する。

(健康・医療連携課、青山病院)

② 医療資器材の整備

市は、必要となる医療資器材（個人防護具等）を備蓄・整備する。

(環境衛生課、まちとみどり保全課、健康・医療連携課)

③ 臨時の医療施設への転用候補施設のリスト化の協力

市は、市域内の医療機関が不足する場合に備え、府が行う臨時の医療施設の設置に向けた転用候補施設のリスト化に協力する。

(健康・医療連携課)

④ 帰国者・接触者外来リスト化の協力

市は、府が行う帰国者・接触者外来として指定する医療機関のリスト化に協力する。

(健康・医療連携課)

⑤ 患者の搬送体制の確保への協力

市は、市内での患者発生に備え、府・保健所及び消防機関と連携し、患者の搬送体制の確保に協力する。

(健康・医療連携課、危機管理室)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 要援護者への生活支援

市は、府と連携し、府内感染期における在宅の高齢者・障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的体制を整備する。

(市民課、福祉総務課、高齢介護課)

② 火葬能力等の把握

市は、府と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行うとともに、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(市民課)

③ 物資及び資材の備蓄等

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、また、施設及び設備等を整備する。

(健康・医療連携課、危機管理室、公共施設を保有する課)

④ 風評被害対策

ア 市は、発生時における商工関連団体への風評被害を軽減するため、商工関連団体との情報共有や対策の検討を行う。

(商工労働課)

イ 市は、発生時における正確かつ迅速な情報共有のため、商工関連団体との緊急連絡網を整備する。

(商工労働課)

2. 府内未発生期

●状態 ・海外で新型インフルエンザ等が発生した、もしくは国内のいずれかの地域で発生した状態。 ・府内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
●対策の目的 ・新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、府内発生の遅延と早期発見に努める。 ・府内発生に備えて体制の整備を行う。
●対策の考え方 ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、高い病原性や強い感染力等の場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 ・対策の判断に役立てるため、国・府等と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 ・府内発生した場合には早期に発見できるよう、市内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 ・海外での発生状況について注意喚起するとともに、府内で発生した場合の対策について市民に的確な情報提供を行う。 ・医療機関等への情報提供、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチン・パンデミックワクチンの接種体制構築等、府内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

・体制の整備

ア 市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合は、関係各課による会議を開催し、市対策本部の設置に向けた準備を進める。

(環境衛生課、健康・医療連携課、まちとみどり保全課、危機管理室)

イ 市は、政府対策本部、府対策本部が設置された場合は、必要に応じて、市対策本部を設置する。

(環境衛生課、健康・医療連携課、まちとみどり保全課、危機管理室)

(2) サーベイランス・情報収集

① 情報収集

市は、引き続き、国等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する情報を収集する。

(環境衛生課、健康・医療連携課、まちとみどり保全課)

【情報収集源】

- ・ 厚生労働省（国立感染症研究所・検疫所を含む。）
- ・ 府等関係自治体

② サーベイランス

市は、府と連携し、市内の感染を速やかに探知するため、学校等でのインフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級・学年閉鎖、休校等）の状況及び欠席者数の把握を行う。

(健康・医療連携課、こども施設課、学校教育課)

(3) 情報提供・共有

① 情報提供

ア 市は、一元的に情報管理及び情報発信を行い、新型インフルエンザ等の予防及び感染拡大を防ぐため、安全情報等の正確な情報について迅速に広報を行う。また、市民に対し、詳細にわかりやすくできる限り速やかに次のとおり情報を提供し、注意喚起を行う。

(魅力発信課、協働人権課、健康・医療連携課)

【提供内容】

- ・ 海外での発生状況
- ・ 現在の対策
- ・ 府内で発生した場合に必要な対策等
(対策のプロセス、対策の理由、対策の実施主体の明確化)

【広報媒体】新聞等のマスメディアの活用

【直接提供】市ホームページ等

イ 市は、新型インフルエンザ等の流行による風評被害軽減のため、広報物の配布、ホームページ等あらゆる媒体を用いての広報を行う。

(魅力発信課、協働人権課、商工労働課、健康・医療連携課)

② 相談体制の整備

ア 市は、府の要請に基づき、国等が作成したQ & A等を参考に、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。

(総務課、健康・医療連携課)

イ 市は、市民からの問い合わせを集約し、必要に応じて府等へ報告するとともに、市民が必要とする情報を精査して、次の情報提供に反映させる。

(健康・医療連携課)

③ 情報共有

市は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口での情報を、庁内関係課と共有する。

(DX推進課、健康・医療連携課)

(4) 予防・まん延防止

① 感染症危険情報の発出等

市は、国が発出した感染症危険情報を受け、関係機関と協力し、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人が取るべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。

(魅力発信課、市民課、健康・医療連携課)

② 予防接種

【特定接種】

市は、国の基本的対処方針を踏まえ、国・府と連携して、本市職員の対象者に対して、原則、集団的な接種により、本人の同意を得て特定接種を行う。

(人事課、健康・医療連携課)

【住民接種】

(ア) 市は、事前に市行動計画に定めた接種体制により、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

(健康・医療連携課)

(イ) 市は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、市民等に対し積極的に情報提供を行う。

(魅力発信課、協働人権課、健康・医療連携課)

(5) 医療

① 帰国者・接触者相談センターの周知

市は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する方等に対して、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(健康・医療連携課)

② 地域医療体制の整備

市は、府と連携し、保健所を中心として、市町村や医療関係団体等で構成される対策会議において、地域の関係者と密接に連携をとりながら、地域の実情に応じた医療体制の整備に協力する。

(健康・医療連携課、青山病院)

③ 患者の搬送体制の確保への協力

市は、市内での患者発生に備え、府・保健所及び消防機関と連携し、患者の搬送体制の確保に関して、協力を行う。

(健康・医療連携課、危機管理室)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 事業者への対応

市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防対策を実施するための準備を行うよう要請する。

(商工労働課、健康・医療連携課)

② 遺体の火葬・安置等

市は、府と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(市民課)

③ 市民・事業者への呼びかけ

ア 市は、市民に対し、食料品・生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(魅力発信課、協働人権課、商工労働課)

イ 市は、市民に対し、外出自粛等に備え、食料品・生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかけを行う。

(魅力発信課、協働人権課、商工労働課)

3. 府内発生早期

●状態 ・府内で新型インフルエンザ等の患者が発生している、全ての患者の接触歴を疫学的調査で追うことができる状態。
●対策の目的 ・府内での感染拡大をできる限り抑える。 ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。
●対策の考え方 ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染防止対策等を行う。 ・府対策本部が、大阪府域に緊急事態宣言を発出した場合は、積極的な感染拡大防止策等をとる。 ・個人一人一人とすべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 ・国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、府内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を要請する。 ・府内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第できるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

市は、府対策本部が設置されている場合には、必要に応じて、市対策本部を設置し、必要な対策を実施する。

(健康・医療連携課)

【緊急事態宣言がされた場合の措置】

市は、速やかに、特措法に基づき、市対策本部を設置する。

(健康・医療連携課)

(2) サーベイランス・情報収集

① 情報収集

市は、引き続き、国等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

(環境衛生課、健康・医療連携課、まちとみどり保全課)

【情報収集源】

- ・ 厚生労働省（国立感染症研究所・検疫所を含む。）
- ・ 府等関係自治体

② サーベイランス

ア 市は、府と連携し、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級・学年閉鎖、休校等）の状況及び欠席者数の把握を行う。

(健康・医療連携課、こども施設課、学校教育課)

イ 市は、市内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握し、府に対して発生状況の速やかな報告を行い、連携しながら必要な対策を実施する。

(健康・医療連携課)

(3) 情報提供・共有

① 情報提供

ア 市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、府内外の発生状況と具体的な対策等について、その決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供を行う。

(魅力発信課、協働人権課、健康・医療連携課)

イ 市は、特に個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、次のとおり周知する。

(魅力発信課、協働人権課、健康・医療連携課)

【周知内容】

- ・ 新型インフルエンザ等には、誰もが感染する可能性があること
- ・ 個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）

ウ 市は、学校・保育施設等や社会福祉施設、事業所等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

(商工労働課、福祉総務課、高齢介護課、健康・医療連携課、こども施設課、学校教育課)

エ 市は、引き続き、必要に応じて府等へ報告するとともに、市民からの問い合わせを集約し、市民が必要とする情報を精査し情報提供をする。

(魅力発信課、健康・医療連携課)

② 情報共有

市は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、庁内関係課と共有する。

(DX推進課、健康・医療連携課)

③ 相談体制充実・強化

市は、国等が配布するQ&Aの改訂版や市対策本部においてとりまとめた相談状況等を活用し、コールセンター等により、適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を図る。

(総務課、健康・医療連携課)

(4) 予防・まん延防止

① 府内での感染拡大防止策

ア 市は、国・府と連携して、業界団体等を経由し、または、直接、市民・事業者・社会福祉施設・公共交通機関等に対して次の要請を行う。

- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

(魅力発信課、協働人権課、商工労働課、福祉総務課、高齢介護課、健康・医療連携課)

- ・職場における感染対策の徹底を要請する。

(商工労働課、健康・医療連携課)

- ・公共交通機関の利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。

(総務課、健康・医療連携課)

イ 市は、国・府と連携して、病院・高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

(福祉総務課、高齢介護課、健康・医療連携課)

② 予防接種

【住民接種】

住民への接種（予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種）の実施については、国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて、基本的対処方針等諮問委員会に諮ったうえで、決定する。

また、接種順位についても、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて決定する。

- ・ 市は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始する。
- ・ 市は、市民に対し、接種に関する情報を提供する。

(健康・医療連携課)

- ・ 市は、接種の実施に当たっては、国・府等と連携し、保健センター・学校等の公的施設を活用し、接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象とした集団接種の方法により実施する。また、接種対象者に応じて、医療機関への委託等の接種方法を検討する。

(魅力発信課、協働人権課、健康・医療連携課、教育総務課)

【府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置】

基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

① 外出制限

府が、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する場合には、市は、府の要請に適宜協力する。

(魅力発信課、福祉総務課、高齢介護課、健康・医療連携課、こども施設課、危機管理室、学校教育課)

② 施設の使用制限（学校・保育施設等）

府が、特措法第45条第2項に基づき、学校・保育施設等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合には、市は、府の要請に適宜協力する。

（商工労働課、健康・医療連携課、こども施設課、学校教育課、公共施設を保有する課）

③ 施設の使用制限等（②以外の施設）

ア 府が、特措法第24条第9項に基づき、学校・保育施設等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う場合には、市は、府の要請に適宜協力する。

（健康・医療連携課）

イ 府が、特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断した施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限または基本的な感染予防策の徹底の要請を行う場合は、市は、府の要請に適宜協力する。

（健康・医療連携課、公共施設を保有する課）

④ 予防接種

市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を国・府等と連携し、保健センター・学校等の公的施設を活用して接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象とした集団的接種の方法により実施する。

（健康・医療連携課、教育総務課）

（緊急事態宣言がされている場合において、府が必要に応じて講じる措置）

① 外出制限等

- ・ 府は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。
- ・ 対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とする。

② 施設の使用制限（学校、保育施設等）

- ・ 府は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育施設等（特措法施行令第11条に定

める施設に限る。) に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。

- ・府は、要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。
- ・府は、特措法第45条に基づき要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

（５）医療

① 地域医療体制の整備

市は、引き続き、府と連携し、地域の実情に応じた医療体制の整備に協力する。

（健康・医療連携課、青山病院）

② 患者の搬送体制の確保への協力

市は、府・保健所及び消防機関と連携し、患者の搬送体制の確保に関して、協力を行う。

（健康・医療連携課、危機管理室）

（６）市民生活及び市民経済の安定の確保

① 市民・事業者への呼びかけ

市は、市民に対し、食料品・生活必需品等の購入に当たり消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対し、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

（魅力発信課、協働人権課、商工労働課）

【府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置】

基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

① 水の安定供給

消毒その他衛生上の措置等及び、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

（大阪広域水道企業団藤井寺センター）

② サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(魅力発信課、協働人権課、商工労働課)

③ 生活関連物資等の価格の安定等

市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視を行う。

さらに、必要に応じ、小売業等関係事業者団体に対して、供給の確保や便乗値上げの防止等を要請するとともに、市民からの相談・情報収集窓口の充実を図る。

(魅力発信課、協働人権課、商工労働課)

4. 府内感染期

●状態 ・府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなかった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む）。
●対策の目的 ・医療体制を維持する。 ・健康被害を最小限に抑える。 ・市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。
●対策の考え方 ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。 ・地域ごとに発生状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、必要な対策の判断を行う。 ・状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 ・流行のピーク時の入院患者数や重症者数をなるべく抑え、医療体制への負荷を軽減する。 ・医療体制の維持に全力を尽くし、健康被害を最小限にとどめる。 ・欠勤者の拡大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動ができる限り継続する。 ・医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐとともに、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策は縮小もしくは中止する。

（1）実施体制

市は、引き続き、市対策本部を設置し、全庁的な体制を継続する。

（健康・医療連携課）

【府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置】

基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

① 市対策本部における情報共有

市は、市対策本部を開催し、基本的対処方針等の情報を共有し、必要な対策を実施する。

(健康・医療連携課)

② 他の地方公共団体による代行、応援等

市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合は、特措法の規定に基づき、他の地方公共団体による代行、応援、職員の派遣等の措置を検討する。

(戦略調整課、人事課、健康・医療連携課)

(2) サーベイランス・情報収集

① 情報収集

市は、引き続き、国等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

(環境衛生課、健康・医療連携課、まちとみどり保全課)

【情報収集源】

- ・ 厚生労働省（国立感染症研究所・検疫所を含む。）
- ・ 府等関係自治体

② サーベイランス

市は、府と連携し、学校等でのインフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級・学年閉鎖、休校等）の状況及び欠席者数の把握を行う。

(健康・医療連携課、こども施設課、学校教育課)

(3) 情報提供・共有

① 情報提供

ア 市は、引き続き、市民に対し、府内外の発生状況や対策のプロセス、対策の理由、対策の実施主体等の具体的対策について、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供を行う。
(魅力発信課、健康・医療連携課)

イ 市は、特に、個人一人一人が取るべき行動を理解しやすいよう、次のとおり周知する。
(魅力発信課、協働人権課、健康・医療連携課)

【周知内容】

- ・ 新型インフルエンザ等には、誰もが感染する可能性があること
- ・ 個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われる、または患者となった場合の対応（受診の方法等）

ウ 市は、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を、適切に提供する。
(商工労働課、福祉総務課、高齢介護課、健康・医療連携課、こども施設課、学校教育課)

エ 市は、引き続き、市民からの問い合わせを集約し、必要に応じて国・府等へ報告するとともに、市民が必要とする情報を精査して、その後の情報提供に反映させる。
(魅力発信課、健康・医療連携課)

オ 市は、市民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、その後の情報提供に反映させる。
(魅力発信課、健康・医療連携課)

② 情報共有

市は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、庁内関係課においても共有する。
(DX推進課、健康・医療連携課)

③ 相談体制の継続

市は、引き続き、国等が配布するQ & Aの改訂版等を活用し、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるよう、体制の充実・強化を図る。

(健康・医療連携課)

(4) 予防・まん延防止

① 府内での感染拡大防止策

ア 市は、国・府と連携して、業界団体等を経由し、または、直接、市民・事業者・社会福祉施設・公共交通機関等に対して次の要請を行う。

- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。

(魅力発信課、商工労働課、福祉総務課、高齢介護課、健康・医療連携課)

- ・公共交通機関の利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。

(総務課、健康・医療連携課)

イ 市は、国・府と連携して、病院・高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

(福祉総務課、高齢介護課、健康・医療連携課)

② 予防接種

市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を国・府等と連携し、保健センター・学校等、公的施設を活用して接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象とした集団接種の方法により実施する。

(健康・医療連携課、教育総務課)

【府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置】

患者数の拡大し、伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況においては、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

① 外出制限

府が、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや、基本的な感染予防策の徹底を要請する場合には、市は、適宜協力する。

(魅力発信課、福祉総務課、高齢介護課、健康・医療連携課、こども施設課、危機管理室、学校教育課)

② 施設の使用制限（学校・保育施設等）

府が、特措法第45条第2項に基づき、学校・保育施設等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合には、市は、適宜協力する。

(商工労働課、健康・医療連携課、こども施設課、学校教育課、公共施設を保有する課)

③ 施設の使用制限等（②以外の施設）

ア 府が、特措法第24条第9項に基づき、学校・保育施設等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う場合には、市は、適宜協力する。

(健康・医療連携課)

イ 特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断される施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、府が、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う場合には、市は、適宜協力する。

(健康・医療連携課、公共施設を保有する課)

④ 予防接種

市は、特措法第46条に基づく住民接種を国・府等と連携し、保健センター・学校等の公的施設を活用して接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象とした集団的接種の方法により実施する。

(健康・医療連携課、教育総務課)

(緊急事態宣言がされている場合において、府が必要に応じて講じる措置)

- (1) 府は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- (2) 府は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育施設等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

府は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(5) 医療

①地域医療体制の整備

市は、引き続き、府と連携し、地域の実情に応じた医療体制の整備に協力する。

(健康・医療連携課、青山病院)

② 在宅で療養する患者への支援

市は、国・府と連携し、関係機関・団体等の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(市民課、福祉総務課、高齢介護課)

【府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置】

基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

市は、市内の医療機関が不足している場合は、国・府・関係機関と連携し、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する府の医療施策に対し適宜協力する。

(健康・医療連携課)

(緊急事態宣言がされている場合において、府が必要に応じて講じる臨時の医療対策)

府は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提

供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。

臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 事業者への対応

市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を講じるよう要請する。

(商工労働課、健康・医療連携課)

② 市民・事業者への呼びかけ

市は、国・府等と連携し、市民に対し、食料品・生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

(魅力発信課、協働人権課、商工労働課)

【府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置】

基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

① 業務の継続等

市は、国が行う各登録事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況確認等に、適宜協力する。

(全課)

② 水の安定供給

※府内発生早期の記載を参照

(大阪広域水道企業団藤井寺センター)

③ サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(魅力発信課、商工労働課)

④ 生活関連物資等の価格の安定等

ア 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、調査・監視するとともに、買占め及び売惜しみが生じないよう、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

(魅力発信課、協働人権課、商工労働課)

イ 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(協働人権課、商工労働課)

ウ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、府と連携し、適切な措置を講じるとともに、市民等への適切な周知等に努める。

(魅力発信課、協働人権課、商工労働課)

⑤ 要援護者への生活支援

市は、府の要請により、在宅の高齢者・障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応等を行う。

（市民課、福祉総務課、高齢介護課）

⑥ 埋葬・火葬の特例等

ア 市は、斎場の火葬炉を可能な限り稼働させる。

（市民課）

イ 市は、死亡者が増加し、斎場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

（市民課）

5. 小康期

●状態 ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状態。
●対策の目的 ・ 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
●対策の考え方 ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

① 市対策本部の廃止

市は、緊急事態解除宣言が発出された場合は、速やかに市対策本部を廃止する。

(健康・医療連携課)

② 市対策本部廃止後の体制

市は、市対策本部の廃止後は、関係各課による会議を継続し、流行の第二波に備える。

(環境衛生課、健康・医療連携課、まちとみどり保全課、危機管理室)

(2) サーベイランス・情報収集

① 情報収集

市は、国等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

(環境衛生課、健康・医療連携課、まちとみどり保全課)

【情報収集源】

- ・ 厚生労働省（国立感染症研究所・検疫所を含む。）
- ・ 府等関係自治体

② サーベイランス

市は、再流行を早期に探知するため、府と連携し、学校等でのインフルエンザの集団発生の状況把握を行う。

(健康・医療連携課、こども施設課、学校教育課)

(3) 情報提供・共有

① 情報提供

- ・ 市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

(魅力発信課、協働人権課、健康・医療連携課)

- ・ 市は、市民から寄せられた問い合わせ等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

(健康・医療連携課)

② 情報共有

市は、国のインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を継続する。

(DX推進課、健康・医療連携課)

③ 相談体制の縮小

市は、府等との協議を踏まえ、コールセンター等による相談窓口体制を通常に戻す。

(健康・医療連携課)

（４）予防・まん延防止

・予防接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第６条第３項に基づく新臨時接種を国・府と連携し、保健センター・学校等の公的施設を活用して接種会場を確保する。原則として、市内に居住する者を対象とした集団接種の方法により実施する。

（健康・医療連携課、教育総務課）

【府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置】

予防接種

基本的対処方針に基づき、必要に応じ、国・府と連携し、流行の第二波に備え、特措法第４６条に基づく住民接種を、保健センター・学校等の公的施設を活用して接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象とした集団的接種の方法により実施する。

（健康・医療連携課、教育総務課）

（５）医療

市は、府と連携し、地域の実情に応じた医療体制の整備に協力する。

（健康・医療連携課、青山病院）

【府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置】

基本的対処方針に基づき、必要に応じ、府内感染期に講じた措置を適宜、縮小もしくは中止する。

（環境衛生課、健康・医療連携課、まちとみどり保全課、危機管理室）

（６）市民生活及び市民経済の安定の確保

① 市民・事業者への呼びかけ

市は、必要に応じ、引き続き市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

（魅力発信課、協働人権課、商工労働課）

② 風評被害対策

市は、状況を踏まえ、市内が安全であることを発信するために「安全宣言」を行い、広くPRするとともに、商工関係団体等と連携し、効果的な誘客活動を実施する。

(魅力発信課、協働人権課、商工労働課)

【府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置】

基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

① 業務の再開

市は、市内の事業者に対し、感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小もしくは中止していた業務を再開しても差し支えない旨を周知する。

(魅力発信課、商工労働課)

② 緊急事態措置の縮小もしくは中止

市は、国・府等と連携し、府内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を、縮小もしくは中止する。

(環境衛生課、健康・医療連携課、まちとみどり保全課、危機管理室)

参 考 資 料

1. 特定接種の対象となる業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足る正当な理由のある者に対して新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある 介・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等 発生時における郵便の 確保	総務省
映像・音 声・文字情 報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等 発生時における国民へ の情報提供	----
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 資金決済及び資金の円 滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・ 用水供給業	---	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 水道、工業用水の安定 的・適切な供給に必要な 水源及び送水施設の管 理	国土交通省
工業用水道 業	---	工業用水道業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 工業用水の安定的・適切 な供給	経済産業省
下水道業	---	下水道処理施設維持管理 業 下水道管路施設維持管理 業	新型インフルエンザ等 発生時における下水道 の適切な運営	国土交通省
上水道業	---	上水道業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 水道水の安定的・適切な 供給	厚生労働省
金融証券 決済事業 者	B-4	全国銀行資金決済ネット ワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等 発生時における金融シ ステムの維持	金融庁

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
石油・鉱物 卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等 発生時における石油製 品（L P ガスを含む）の 供給	経済産業省
石油製・石 炭製品製 造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等 発生時における石油製 品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等 発生時における熱供給	経済産業省
飲食物品 小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等 発生時における最低限 の食料品（缶詰・農産保 存食料品、精穀・精粉、 パン・菓子、レトルト食 品、冷凍食品、めん類、 育児用調整粉乳をいう。 以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品 小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等 発生時における最低限 の食料品、生活必需品 （石けん、洗剤、トイレ ットペーパー、ティッシ ュペーパー、シャンプ ー、ごみ、ビニール袋、 衛生用品をいう。以下同 じ。）の販売	経済産業省
食料品製 造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造 業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業、レトル ト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業 （育児用調整粉に限る）	新型インフルエンザ等 発生時における最低限 の食料の供給	農林水産省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
飲食料品 卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等 発生時における最低限 の食料及び食料を製造 するための原材料の供 給	農林水産省
石油事業 者	B-5	燃料小売業（L P ガス、ガ ソリンスタンド）	新型インフルエンザ等 発生時におけるLP ガ ス、石油製品の供給	経済産業省
その他の 生活関連 サービス 業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の 生活関連 サービス 業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小 売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等 発生時における最低限 の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処 理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

（注２）業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

（注３）上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については、同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分１：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分２：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分３：民間の登録事業者と同様の職務

区分１：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分１	内閣官房
政府対策本部の事務	区分１	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分１	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分１	各府省庁
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む）	区分１	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な本部業務の考え方は、以下の通り ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分１	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分１	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	区分１	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分 1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分 1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	---
都道府県対策本部の事務	区分 1	---
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	---
市町村対策本部の事務	区分 1	---
新型インフルエンザウイルス性状況解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分 1	---
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分 1	---
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む）	区分 1	---
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分 1	---
国会の運営	区分 1	---
地方議会の運営	区分 1	---
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分 1	---

区分２：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分２	---
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分２	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分２	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分１ 区分２	警察庁
救急 消火、救助等	区分１ 区分２	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため 船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分１ 区分２	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分１ 区分２	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分２	内閣官房 各府省庁

区分３：民間の登録事業者と同様の業務

（１）の新型インフルエンザ等医療、重大緊急医療系、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

２．用語解説

ア行

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA／H1N1、A／H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

○ SNS (Social Networking Service)

ソーシャルネットワーキングサービスの略称。「人同士のつながり」を電子化するサービス。自己情報のコントロールや人との出会といった目的を掲げ、各社がサービスを行っている。「コミュニティ」を通じた「友達の輪」のネットワーク型組織。最も会員数の多いSNSは、Facebookとされている。

カ行

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関

新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

* 第一種感染症指定医療機関

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 第二種感染症指定医療機関

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療

機関として都道府県知事が指定した病院。

＊結核指定医療機関

結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来を案内する。

○ 緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして要件に該当する事態が発生したと政府が認めた時に発する宣言のこと。

○ 緊急事態措置

生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと（不要不急の外出の自粛等）や学校・社会福祉施設・興行場等多数の者が利用する施設等の使用の制限等を、上記宣言の際に告示した期間（最大3年）や区域において実施するもの。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は、抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 国立感染症研究所

厚生労働省所管の研究施設。国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場か

ら、広く感染症に関する研究を総合的に行い、国の保健医療行政の科学的根拠を明らかにするとともに、感染症の制圧を目的としている。新型インフルエンザ等の発生時には、検査キットの開発・配布、ウイルスの遺伝子検査の確定診断を行う。

○ コールセンター

本計画では、海外で新型インフルエンザが発生した際に、府及び保健所設置市等において一般府民向けに設置するお問い合わせ窓口のこと。

○ 個人防護具 (Personal Protective Equipment) 略称：PPE

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

サ行

○ サーベイランス

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析を示すこともある。

○ 施設を保有する課

施設を保有する課は、協働人権課（市民総合会館）、福祉総務課（福祉会館）、高齢介護課（老人福祉センター）、健康・医療連携課（保健センター）、こども施設課（保育施設・幼稚園）、学校教育課（小学校・中学校）、生涯学習課（生涯学習センター）、スポーツ振興課（市民総合体育館等）、図書館等をいう。

○ 死亡率 (Mortality Rate)

本計画では、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当

該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとされている。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A／H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A／H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

タ行

○ WHO（World Health Organization：世界保健機関）

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。（WHO憲章第1条）」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置づけられており、インフルエンザなどの感染症対策や生活習慣病の対

策、医薬品や食品の安全対策など幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

ナ行

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

ハ行

○ パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 飛沫感染

飛沫感染とは感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄する、ウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を

指す。なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1～2メートル以内しか到達しない。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

3. 藤井寺市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年 7 月 3 日条例第 19 号

藤井寺市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、藤井寺市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 藤井寺市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 藤井寺市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 藤井寺市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4. 藤井寺市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則

藤井寺市規則第40号

藤井寺市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤井寺市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年藤井寺市条例第19号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、藤井寺市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(対策本部会議の所掌事務)

第2条 本部長が招集する会議において、次の事項について対策本部の基本方針を審議策定する。

- (1) 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた市の対応方針に関すること。
- (2) 社会機能の維持に係る措置に関すること。
- (3) 広報及び相談体制に関すること。
- (4) 感染予防及びまん延防止に係る措置に関すること。
- (5) 医療の提供体制に関すること。
- (6) 予防接種の実施に関すること。
- (7) 物資の確保に関すること。
- (8) 生活環境の保全その他市民生活及び地域経済の安定に関する措置に関すること。
- (9) 新型インフルエンザ等対策の実施に関し、他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策に関し本部長が必要と認めること。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長を、本部員は藤井寺市庁議等の設置に関する規程（昭和54年藤井寺市規程第5号）第4条に規定する者のほか、柏羽藤消防所長又はその指名する消防吏員をもって充てる。

3 副本部長は、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 前項に規定する本部長の職務を代理する副本部長の順位は、次のとおりとする。

- (1) 副市長
- (2) 教育長

5 本部員に事故があるときは、あらかじめ当該本部員が指名する者がその職務を代理する。

6 第2項に規定するもののほか、本部長は必要があると認めるときは、市の職員のうちから指名するものをもって本部員に充てることができる。

(職務権限)

第4条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

(庶務)

第5条 対策本部の庶務は、健康福祉部健康・医療連携課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第41号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第21号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第8号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年5月31日規則第48号)

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日規則第21号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

5. 藤井寺市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会設置要綱

藤井寺市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会設置要綱 (設置)

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条の規定に基づく藤井寺市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定するため、藤井寺市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、藤井寺市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定に係る事項について調査審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は健康福祉部長をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員に事故があるときは、あらかじめ当該委員が指名する者がその職務を代理する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会は必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、委員会から付託のあった事項について調査研究し、情報、資料等を委員会に報告又は提供する。

3 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会長は、健康課長をもって充てる。

5 部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

6 部会員に事故があるときは、あらかじめ当該部会員が指名する者がその職務を代理する。

7 部会長が必要と認めるときは、会議に部会員以外の者を出席させ、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部健康課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

副市長 教育長 総務部長 総務部理事 市民生活部長 健康福祉部長 こ
ども育成室長 都市整備部長 教育委員会事務局教育部長 教育委員会事務
局教育部理事 水道局長 市民病院事務局長 選挙管理委員会事務局長 議
会事務局長

別表第2 (第6条関係)

健康課長 環境政策課長 農とみどり保全課長 危機管理室長

6. 「藤井寺市新型インフルエンザ等対策行動計画」 パブリックコメント実施要綱

「藤井寺市新型インフルエンザ等対策行動計画」パブリックコメント実施要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、市が藤井寺市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、広く市民等に情報を提供し、その意見を反映するためのパブリックコメント手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市の区域内の学校に在学する者
- (4) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (5) パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者

(パブリックコメント手続)

第3条 市長は、計画を策定するに当たり、計画案の内容等を広く市民等に公表し、意見及び提言（以下「意見等」という。）を募集するため、パブリックコメント手続を実施するものとする。

2 市長は、前項の手続を行った上でなければ計画を策定することができない。

3 意見等の募集は、募集期間、方法等について、市の広報紙、ホームページ等によって広く周知して行う。

(計画案の公表)

第4条 計画案の公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 健康課、情報ふれあいコーナー、支所及びアイセルシュラホールにおける閲覧

(意見等の提出方法)

第5条 意見等の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メール、直接持参その他市民等の意見等が文書又は電磁的記録として残る方法に限る。

2 計画案に対する意見等として受け付けることができるものは、意見等を提出しようとする者の氏名又は名称及び連絡先が明記されているものに限る。

(意見等の取扱い)

第6条 市長は、前条により提出された意見等について、その内容を十分に検討し、必要に応じ、計画案を修正することができる。

2 市長は、一定の期間内に提出された意見等の概要及びこれらに対する市の考え方並びに計画案を修正したときは、当該修正案を公表する。

3 前項の公表の方法は、第4条の規定を準用する。

4 市長は、提出された意見等に藤井寺市情報公開条例（平成11年藤井寺市条例第1号）第6条第1項各号に規定する非公開情報が含まれるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、計画を策定した日に、その効力を失う。

7. 藤井寺市新型インフルエンザ等対策行動計画策定の経過

平成 25 年 4 月 13 日	新型インフルエンザ等対策特別措置法（施行）
平成 25 年 4 月 25 日	大阪府新型インフルエンザ等対策本部条例（施行）
平成 25 年 6 月 7 日	新型インフルエンザ等対策政府行動計画（策定）
平成 25 年 6 月 26 日	新型インフルエンザ等対策ガイドライン（策定） 新型インフルエンザ等発生時等における初動対処要領（策定）
平成 25 年 7 月 3 日	藤井寺市新型インフルエンザ等対策本部条例（施行）
平成 25 年 7 月 3 日	藤井寺市新型インフルエンザ等対策本部に関する規則（施行）
平成 25 年 9 月	大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（策定）
平成 25 年 10 月 1 日	藤井寺市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会設置要綱（施行）
平成 25 年 11 月 5 日	第 1 回新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会開催
平成 25 年 11 月 18 日	第 1 回新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会策定部会開催
平成 25 年 11 月 19 日～ 平成 25 年 11 月 25 日	藤井寺市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）に対する全庁各課へ意見聴取実施
平成 25 年 11 月 26 日	第 2 回新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会策定部会開催
平成 25 年 11 月 29 日	第 2 回新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会開催
平成 25 年 12 月 5 日～ 平成 25 年 12 月 20 日	有識者意見聴取
平成 25 年 12 月 26 日～ 平成 26 年 1 月 10 日	大阪府事前チェック
平成 26 年 1 月 23 日	第 3 回新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会策定部会開催
平成 26 年 2 月 1 日	「藤井寺市新型インフルエンザ等対策行動計画」パブリックコメント実施要綱（施行）
平成 26 年 2 月 6 日～ 平成 26 年 2 月 21 日	パブリックコメント実施
平成 26 年 2 月 25 日	第 4 回新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会策定部会開催
平成 26 年 3 月 4 日	第 3 回新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会開催
平成 26 年 3 月 12 日	議会報告

藤井寺市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行年月	平成 26 年（2014 年）3 月
改訂年月	平成 26 年（2014 年）4 月
改訂年月	平成 28 年（2016 年）4 月
改訂年月	令和 2 年（2020 年）4 月
改訂年月	令和 7 年（2025 年）4 月

藤井寺市

〒583-8583

藤井寺市岡 1 丁目 1 番 1 号

TEL 072-939-1111（代表）